

福山市実証実験まるごとサポート事業の実施に関する要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、「ふくやまICT戦略」（令和2年3月策定）に基づき、AI・IoTを始めとする先端技術等を活用したサービスや製品等の実証実験を支援することで、社会課題・地域課題の解決や新たな都市魅力の創造に資することを目的とする福山市実証実験まるごとサポート事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(募集する分野)

第2条 募集する実証実験は、次に掲げる分野のいずれかに該当するものとする。

- (1) モビリティ
- (2) 支払
- (3) 医療・福祉・介護
- (4) 観光
- (5) 防災・安全
- (6) 教育
- (7) 行政
- (8) 前項の各分野を横断（連携）するもの
- (9) その他募集テーマとして本市が定めるもの

(応募資格)

第3条 本事業に応募できる者は、本市で行う実証実験の対象となるサービスや製品等を、社会課題・地域課題の解決や新たな都市魅力の創造につながる事業に発展させることを希望する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、本事業に応募することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者
- (3) 応募の日から支援決定の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けている者

(4) 本市に納付すべき市税の滞納がある者

(5) 国に納付すべき消費税の滞納がある者

(応募方法)

第4条 本事業への応募は、本市ホームページの応募フォームで行うものとする。

(支援内容)

第5条 本事業の支援は、おおむね次のとおりとする。

区分	概要
広報PR	本市広報やホームページ、フェイスブック等を活用したPR
場所の提供	実証実験に必要な場所（公共施設等）の提供や地域との調整
官公庁手続	警察、国、県等に必要の手続の支援
規制緩和	特区を活用した規制緩和の検討
その他	その他市長が必要と判断するもの

(支援の決定)

第6条 支援の決定は、応募内容や実証実験の方法等を総合的に検討し、決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する応募は、支援を受けることができない。

(1) 実証実験を実施する可能性が低いもの（事業の具体的な内容が決まっていない、連携企業の合意が得られていない等）

(2) 実証実験の実施によって、他者に被害を及ぼす可能性が高いもの

(3) 既に別の場所で実証実験を実施しており、効果等が把握できているもの

(4) その他市長が支援することが適当でない判断するもの

3 市長は、支援の決定に当たり、必要があると認めるときは、客観的及び専門的知見を有する者に対し、意見を求めることができる。

4 支援の決定又は不決定は、前3項を踏まえた上で、実証実験支援決定通知書又は実証実験支援不決定通知書で通知する。

5 支援の決定に係る情報は、公開しないものとする。

(支援の中止等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、実証実験の支援を中止することができる。

- (1) 市の指示及び指導に従わないとき。
- (2) 事故等により、実証実験が実施又は継続できなくなったとき。
- (3) 第3条に規定する応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (4) その他市長が中止する必要があると判断したとき。

2 実証実験の実施者は、支援期間の途中において実証実験の内容変更又は支援の中止を申請するときは、速やかに市長に実証実験 変更・中止 承認申請書を提出するものとする。

3 実証実験の支援の中止は、実証実験支援中止通知書をもって通知する。

(報告)

第8条 実証実験の実施者は、実証実験終了後、速やかに市長に実証実験報告書を提出するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年（令和元年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。